

生徒指導について

1 はじめに

定時制高校は、全日制高校と比べると校則が少なく、自由なイメージを持っていると思います。しかし、「学校の風紀を乱す、法律や社会マナーを破る、他者に迷惑をかけたリ悪影響を及ぼす」、このような自由は存在しません。また、多くの生徒が労働に就くことや自動車・自動二輪・原付等を利用することから、定時制高校の生徒には全日制高校の生徒以上に高い社会性と規範意識が求められます。したがって、問題行動等の内容・性質・頻度等によっては、厳しい生徒指導を行う場合もあることをご承知ください。

また、問題行動の予防や指導については、学校の取組だけでは限りがございますので、ご家庭の協力が不可欠となります。この点についても、ご理解をお願いします。

2 服装・頭髪等について

- (1) 自由であるが、周囲を威圧したり学校の風紀を乱したりするような場合は、改善してもらう。
- (2) 実技をとまなう授業については、服装・靴・装飾品等に注意すること。(機械に巻き込まれるおそれや肌の露出が多い服装・装飾品、ハイヒールやサンダル等はふさわしくない)
- (3) 授業中にサングラスや帽子を着用しない。パーカー・ダウンジャケット等のフードをかぶらない。

3 授業等について

- (1) 各自の責任において出席すること。
- (2) 怠学(なまけ)を要因とする授業の欠席等(中抜け・エスケープを含む)は、生徒指導の対象とする。
- (3) 授業中は、所定のボックスにスマートフォン等を預けること。指示に従わない場合は、生徒指導の対象とする。
- (4) 他の生徒や教員に迷惑をかける行為(授業妨害等)や学習意欲が欠如した行為(教科書・筆記用具等を持参しない、寝る等)は、生徒指導の対象とする。
- (5) 空き時間がある場合は、指定の場所で静かに自習すること。空き時間や休み時間に校外へ出ないこと。
- (6) 保健室・図書室・食堂等の目的外利用(正当な理由のない利用や騒ぐ等の迷惑行為)は、生徒指導の対象とする。
- (7) 定期考査などのテストにおける不正行為は、生徒指導の対象とする。

4 交通マナー等について

- (1) 自転車・原付・自動二輪・自動車を利用する場合、交通ルールを遵守すること。
- (2) 自転車のヘルメット着用が努力義務となっているので、本人及び保護者等の責任で着用すること。また、自転車の交通違反に対する罰則規定が強化されているので、十分に注意して運転すること。
- (3) 交通法規に反する行為、危険な運転や他者に迷惑をかける行為は、生徒指導の対象とする。
- (4) 原付・自動二輪・自動車を通学で利用する場合は、年度ごとに学校に許可を申請すること。その際、任意保険に必ず加入しておくこと。また、学校敷地内は最徐行(5km/h以下)とする。
- (5) 校内外に関わらず、事故を起こした(事故に遭った)場合は、適切な救護活動を行ったうえで、警察に確実に事故処理を行ってもらうこと。

5 学校警察連絡制度について

警察等に補導された場合、必ず保護者等に連絡があり、また後日学校にも必ず連絡が入る。問題行動へ迅速に対応するため、補導された場合は速やかに学校(ホーム担任)へ補導内容について申し出ること。申し出がなかった場合は、生徒指導の内容に影響することがある。

6 問題行動について

(1) 以下の行為については、生徒指導の対象とする。

暴力・暴言

いじめ（SNS等への書き込み・動画等の投稿を含む） ※学校いじめ防止基本方針（学校HP参照）

人権侵害行為（SNS等への書き込み・動画等の投稿を含む）

薬物乱用

器物損壊

性的ないやがらせ等の性犯罪行為（盗撮を含む）

不健全交遊、不健全遊戯（立入禁止施設等への出入りを含む）、賭博行為

20歳未満の者の喫煙（タバコ所持・ライター所持も喫煙行為とする）・喫煙同席

20歳未満の者の飲酒・飲酒同席

刺青・タトゥー

深夜徘徊

3の「授業等について」に係る問題行動

4の「交通マナー等について」に係る問題行動

学校の風紀を乱したり、他の生徒に悪影響を及ぼしたりする言動等

学校敷地内に部外者を招き入れる行為

法律違反・犯罪行為

その他（問題行動や犯罪行為と判断されるもの、他者に迷惑を及ぼすおそれが高いもの）

(2) 20歳以上であっても、学校敷地内（車内も含む）や正門前での喫煙は禁止とする。

(3) 20歳以上であっても、20歳未満の者と喫煙や飲酒をともにした場合は、生徒指導の対象とする。

(4) 入学時点ですでに刺青（タトゥー）を施している者は、在学中に絶対に増やさないこと。また学校では絶対に見えない服を着用すること。

(5) 暴力・暴言・いじめ・人権侵害行為・薬物乱用等の重大な問題行動、悪質な道交法違反行為、犯罪行為等で捜査機関・矯正施設等に長期間拘留・収容される事案、軽微な問題行動であっても短期間に連続し改善の見込みがないと判断される場合、その他学校の指導が困難と判断される事案は、本人及び保護者等と学校が対応を検討する。

(6) 近年、SNS等からむ問題行動やトラブルが頻発しているので、十分留意すること。

(7) 高知県青少年保護育成条例により、18歳未満の者は、午後10時から翌朝4時までの外出が禁止されていること（深夜徘徊）に留意すること。また、18歳以上の者が18歳未満の者と深夜徘徊の時間帯に行動をともにした場合も、生徒指導の対象とする。

(8) 学校敷地内に部外者を招き入れ、部外者が退去に従わない場合は警察に通報し、招き入れた者は生徒指導の対象とする。

(9) 他者の生命、身体、財産に被害を及ぼすと判断した行為は、警察に通報する。

(10) 学校施設等を損壊した場合、その全部または一部を弁済させることがある。（高知県立高等学校学則より）

7 部活動について

(1) 部活動は学校生活において意義のある活動ではあるが、学校生活での最優先事項は学業であることを十分に理解したうえで、部活動に所属・参加すること。

(2) 理由に関わらず授業を欠席（保健室での休養を含む）した日は、放課後の部活動への参加を禁止する。

(3) 授業の欠席が多い者や学習態度等に問題がある者は、部活動への参加や大会・コンテスト等への出場を禁止する。また、生徒指導期間中の部活動への参加や大会・コンテスト等への出場は認めない。

(4) 以下の①～⑤については、職員会議等で審議したうえで部活動を退部させる場合がある。

①再三にわたる注意指導にも関わらず授業の出席・取り組み状況等に改善がみられない場合

②1科目でも未履修が確定した場合

③部で定めたルールや顧問の指示に従わない場合

④大会・コンテスト等で関係者に対してマナーに反する言動があった場合

⑤その他、部活動を認めることが困難と判断される場合

8 防災について

学校でも避難訓練等の防災学習を行うが、日頃から自宅・勤務先・通勤通学路等の防災に関する情報収集・確認等に努めること。